

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、3月1日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません**。ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信



発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレスなどについても相談可 *混雑時は電話がつながりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は区ホームページでも閲覧可

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



区HP(やさしい日本語)



保管をお願いします 新型コロナウイルス ワクチン予防接種済証

接種券に付随している、新型コロナウイルスワクチン予防接種済証の紛失により、再発行を希望する方が増えています。ワクチン接種を終了した後も保管をお願いします。また、ワクチン接種に関する最新情報は、2月9日発行の新型コロナワクチン接種特集号や区ホームページをご覧ください。



墨田区コロナワクチン 接種問い合わせダイヤル ☎0120-714-587

*午前8時半～午後5時15分

*日本語、英語、中国語、韓国語での相談可



墨田区新型コロナワクチン接種広報大使「わく丸」

申請期間は6月30日まで延長となりました 新型コロナウイルス感染症の影響により 生活資金にお困りの方へ 「福祉資金 緊急小口資金」 「総合支援資金 生活支援費」特例貸付け

「福祉資金 緊急小口資金」「総合支援資金 生活支援費」の特例貸付けを、**6月30日まで**行っています。なお、**原則郵送受け付け**です。

■福祉資金 緊急小口資金

[対象]休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付けを必要とする世帯**[貸付上限額]**20万円以内**[利子]**無利子**[償還期間]**2年以内(均等月賦償還)

■総合支援資金 生活支援費

[対象]失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯**[貸付上限額]**▶単身世帯=月額15万円以内 ▶2人以上世帯=月額20万円以内**[利子]**無利子**[貸付期間]**3か月以内**[償還期間]**10年以内(均等月賦償還)

[申込み]墨田区社会福祉協議会☎3614-3902

(〒131-0032東向島2-17-14)

*月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*必要書類や制度の詳細は、区および墨田区社会福祉協議会のホームページを参照



墨田区社会福祉協議会

受給を終了した方の再申請期限は**3月31日まで!**

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、3月31日までです。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請ができます。詳細は電話でお問い合わせください。

[対象]申請日において離職・廃業から2年以内の方、または個人の責に帰すべき理由・都合によらない勤務時間・就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入・資産等の要件あり**[支給期間]**原則3か月(最長9か月まで延長可) *要件等の制度の詳細や必要書類は、問い合わせるか、区ホームページを参照



[問合せ]くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課内)☎5608-6289

申請期限は**3月31日(消印有効)まで!**

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、就労による自立が困難な場合には円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいずれも3月31日(消印有効)です。**

[対象]社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により、これ以上利用できない世帯の主たる生計維持者 *そのほか収入・資産・求職活動などの要件あり**[月額支給額]**▶単身世帯=6万円 ▶2人世帯=8万円 ▶3人以上世帯=10万円**[支給期間]**初回・再支給いずれも最大3か月間 *申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照



[問合せ]墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254

離婚等の理由により給付金を受け取っていない方へ

申請期限は4月28日(必着)まで! 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 (支援給付金)

離婚等の理由により、現在対象児童を養育しているものの、すでに実施している「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」を受け取っていない方に対し、子育てを支援する目的で児童1人当たり10万円相当の給付を行います。給付を受けるには申請が必要です。対象となる方は期限までに申請してください。詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。



[問合せ]子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階)☎5608-6376

自宅でできる声出し脳トレーニング

外出の機会が少なくなり、声を出す機会が減っていませんか。腹式呼吸を意識したトレーニングで、楽しみながら声を出し、ストレスや不安を解消しましょう。

ポイント

▶左右の手で交互に3回繰り返す

▶慣れてきたら、指を見ないで前方を見て声を出す

▶腹式呼吸でお腹から声を出す

[問合せ]高齢者福祉課地域支援係☎5608-6178

[引用]NPO法人声とことばの力 作成資料

1 「ア・イ・ウ・エ・オ」と言いながら、親指から順番に指を折ります

\ア/ \イ/ \ウ/ \エ/ \オ/



2 順番を「イ・エ・ア・オ・ウ」に変え、小指から順番に指を開いていきます

\イ/ \エ/ \ア/ \オ/ \ウ/



区役所1階の窓口の 混雑状況がわかります!

混雑状況がわかる窓口業務

▶住民異動届・マイナンバーカードの交付 ▶住民票の写し等の発行 ▶戸籍の証明書等の発行 ▶戸籍届

確認方法

「混雑・空き情報」インフラ ネットの目.comのホームページから官公庁を選択して「墨田区役所」を検索

問合せ

窓口課庶務係 ☎5608-6100



ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります。また、日程により、閉館や利用の縮小をしている施設等もあります。最新情報は各申込先・問合せ先へご確認ください。

区民サービスの向上と行政基盤の強化をめざして 区の実行財政改革への取組

令和4年度は、墨田区基本計画の後期4年間の初年度となることから、新たに策定する「墨田区行財政改革・行政情報化計画」に基づく取組を着実に進め、区民生活の向上に資する施策をより一層進めていきます。また、新型コロナウイルス感染症への対応等、区が直面する様々な課題へ対応するため、より強固な行政基盤の構築が不可欠であることから、これまで以上に不

断の行財政改革を推進していきます。
なお、令和4年度予算案は、現在開会中の3年度区議会定例会2月議会で審議されています。
■事務事業の見直しにより3億4400万円削減します
行政評価を踏まえ、事業の廃止・縮小・改善を徹底します。

■民間委託の推進等で1億9200万円削減します
学校管理業務や自転車駐車場利用申請の業務を民間に委託するとともに、ひきふね保育園に公私連携制度を導入します。

■歳入のさらなる確保を図ります
区施設におけるネーミングライツの活用や、区立公園内への自動販売機設置、公有財産の貸付・売却等により、新たな財源を確保していきます。

また、キャッシュレス決済サービス「PayPay」等の活用により、区民税・国民健康保険料等の納付の利便性および徴収率の向上を図ります。
■公共施設マネジメントや未利用公有地等の活用を推進します

「墨田区公共施設等総合管理計画」および新たに策定する「第3次墨田区公共施設マネジメント実行計画」に基づき、施設の再編や効率的な管理運営等に取り組んでいきます。

また、公共施設の見直しなどにより生じた跡地等を有効活用していきます。
■事務改善により事務の効率化に取り組みます

AI(人工知能)・RPA(業務の自動化)の導入や窓口業務の改善等により事務の効率化を推進するとともに、区民サービスの向上を図ります。
【問合せ】行政経営担当 ☎5608-6230

廃車等の手続をお忘れなく 原動機付自転車等

原動機付自転車等の譲渡や処分をした際には、必ず廃車等の手続を行ってください。軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主などにある場合は使用者)に課税され、期限までに手続を行わないと、1年分の軽自動車税(種別割)が課税されますので、ご注意ください。

【廃車手続】4月1日(消印有効)までに▶125cc以下の原動機付自転車・ミニカー・小型特殊自動車(フォークリフト等)=直接または郵送で〒130-8648 税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134へ *新型コロナウイルス感染症拡大防止のため郵送での手続を推奨 ▶125ccを超える二輪車=足立自動車検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1) ☎050-5540-2031へ ▶軽四(三)輪自動車=軽自動車検査協会足立支所(足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102へ *必要書類等の詳細は、各手続先に問い合わせるか、各手続先のホームページを参照

ご注意ください 立花ゆうゆう館の臨時休館

立花ゆうゆう館(立花6-8-1-102)は、館内整理のため臨時休館します。
【休館日】3月30日(水)・31日(木)【問合せ】立花ゆうゆう館 ☎3613-3911

結果をお知らせします すみだ1ウィーク・ウォーク ウォーキングチャレンジプログラム

区では、区民の皆さんに「楽しく歩いて健康づくり」を実践していただくため、令和3年10月16日~11月14日に「すみだ1ウィーク・ウォークウォーキングチャレンジプログラム」で7日間の歩数を測っていただきました。

その結果、参加者の1日平均歩数は男女とも成人(20歳~64歳)の1日の目標歩数(男性9000歩、女性8500歩)を超えていることが分かりました。今後も区民の皆さんの身体活動の向上のために、様々な取組を行っていきます。

【参加者数】819人【1日の平均歩数】9950歩 *男性1万1127歩、女性9058歩【問合せ】保健計画課健康推進担当 ☎5608-8514

新しい仲間と一緒に活動しませんか 老人クラブ

高齢者が仲間とともに住み慣れた地域で生き生きと過ごすため、老人クラブでは、趣味や誕生日会等の集まりだけでなく、健康づくりや社会奉仕活動、多世代交流等を行っています。現在区内には144の老人クラブがあり、1万人以上の会員がいます。

また、区内の老人クラブで組織する墨田区老人クラブ連合会では、グラウンドゴルフ等の軽スポーツ大会や映画会、旅行など多数の催しを開催しています。非会員の方でも参加できる催しもありますので、関心がある方はお問い合わせください。

【対象】区内在住で、おおむね60歳以上の方【問合せ】墨田区老人クラブ連合会事務局(区役所11階) ☎5608-6167・FAX5608-6411 *詳細は墨田区老人クラブ連合会事務局のホームページを参照

ぜひご活用ください 子育て世帯定住促進支援事業

子育て世帯が墨田区に長く住み続けられるよう、住宅購入費や民間賃貸住宅への転居費を助成します。利用する場合は、転居・転入後3か月以内(転居・転入時点で妊娠中の場合は1年以内)の申請が必要になるなど、要件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

【問合せ】住宅課計画担当 ☎5608-6215

Table with 4 columns: 助成制度等, 対象, 助成内容, 助成金額等. Rows include 三世同居・近居住宅取得支援 and 民間賃貸住宅転居・転入支援.

上記のほかにも要件があります(詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照)。

愛犬のためにお忘れなく 令和4年度狂犬病予防注射

犬の飼い主には、飼い犬の登録と毎年4月~6月に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。この期間に必ず予防注射を受けさせてください。飼い犬の登録をしている方には3月下旬に通知を郵送しますので、ご確認ください。

4年度の集合注射は5月に実施予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、なるべく動物病院で注射を受けるよう、ご協力をお願いします。

なお、犬の所在地や所有者に変更があったとき、犬が死亡したときは届出をお願いします。
【問合せ】生活衛生課生活環境係 ☎5608-6939

ご家庭でも再生土が作れます 「土の再生キット」の貸出し

園芸などで使用した土を再生するための「土の再生キット」を貸し出します。

【キットの内容】ふるい、園芸シート、園芸スコップ、酸度計、再生方法のチラシ【対象】区内在住の方【費用】無料【申込み】事前に環境保全課緑化推進担当(区役所12階) ☎5608-6208へ *受け取りは申込先のほか、緑と花の学習園(文花2-12-17)、すみだ清掃事務所分室(東向島5-9-11)でも可



誰かが心を通わず暮らしやすいまちへ 手話への理解を深めましょう. Includes text about sign language and contact info for the disability support center.

「私の好きなすみだ」写真募集! Includes text about a photo contest and contact info for the public relations center.

